

# 雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）

三 保 忠 夫

この小論の構成は、次のとおりである。

はじめに

著者について

性格・内容について

亨受史について

一 古写本

二 古記録における記事

三 古筆切（手本）

四 注釈書、その他における引用と記事

五 近世における出版情況

おわりに

<sup>〔1〕</sup>前稿には、「一 古写本」までを述べた。本稿では、「二 古記録における記事」、「三 古筆切（手本）」について述べることにする。

## 二 古記録における記事

中世以前の記録類にみえる『雲州往来（明衡往来）』については、芳賀幸四郎『東山文化の研究』（昭和二十年、河出書房）の「第一章 東山文化荷擔者の教養と世界観」において『実隆公記』の四例が指摘され、また、石川謙著『日本教科書大系 第一巻 古往来<sup>〔2〕</sup>』により『薩戒記』の一例が指摘されている。次の五ヶ条がそれであるが、右においては細かな検討がなされていないので、以下には、これらにつき、若干の私見を述べさせていただきたい。

### （一） 薩戒記

『薩戒記』は、故実家中山定親の日記で、応永二十五年（一四一八）から嘉吉三年（一四四三）までの記事が現存している。『中山霜台禪門記』ともいい、国立国会図書館にその写本二本が伝えられている。

中山定親については、先の古写本の永正二年本に関連して触れた。中山満親の息として応永八年（一四〇一）に生れ、同十年、三歳で叙爵、同十三年、侍従、同二十年四月、元服、左少将に任ぜられ、同二十七年

正月、藏人頭に補せられ、翌二十八年十二月、参議となった。後花園天皇の即位された永享元年（一二二九）には、参議、正三位、左中将として仕えていた（二十八歳）。『建内記』（万里小路時房の日記）には、定親、また、その子親通の言動についての記事が随所にみられるが、定親（中山宰相中将、権中納言、権大納言、尹大納言、彈正尹、伝奏）についてのは特に多い。彼は、当時、主上昵近の六人衆の筆頭であったようである。<sup>(3)</sup>嘉吉元年（一二四一）十二月、権中納言、同三年、権大納言、文安三年（一二四六）正月、正二位に叙せられ、同五年六月二十三日出家し、長祿三年（一二五九）九月十七日、五十九歳で歿した。

石川博士は、「明衡往来」という題号の見える文献」として本書を指摘された。その題号のみえるのは、応永三十三年（一二二六）正月二十一日の条である。左に引用する。（句読点私意）。

花頂僧正正言談事  
廿六日辛酉天晴、己刻参花頂僧正御房、対面言談、／良久帰路向

侍従益長宅、入風呂、昏墨帰早、

今日、花頂僧正定助被談問事

一下車時越輒事

故二条撰政良基下車之時、（下略）

一往来事

中山内大臣殿御作往来在之、不知其名、件本／在花山院云々、

永仁大将家教之時、借用堀川／宰相殿家本、被校合之處、

太相違事多之、<sup>(2)</sup>又／花山院本不足、仍其時被写加之由所聞也、

件／本所持哉之由被尋問、予答不見及之由了、<sup>(3)</sup>／釈氏往来者

御室守覚法親王御作也、文章殊／勝物也、於件往来者所持之

由予答申了、<sup>(4)</sup>／明衡往来件字不分明、又珍重物也、一二冊見／及

⑤、或人曰、件往来大部物云々未尋得者、／又号後越州往来之物在之、若是越後守ト云／者ノ所作欤、伏見院御手跡一本云々所見及也、文／章等殊勝、若儒者作欤云々、

一花山院後太相国薨去之時、被示永仁大将事、（下略）

右は、『中山霜台禅門記』とある一本（わ210.4/36/15）によるが、①印のところには、「本ノマ、」と書いた小紙片が貼り付けられている。また、『薩戒記』とある一本（わ210.4/37/4）には、②が「ミ」、③が「事」、④が「明衡往来」となっており、⑤の「之」字の次には右寄り小字で「而」とある。

応永三十二年正月二十六日、筆者定親は、参議、従三位、左中将、出雲権守の任にあった。時に二十五歳である（公職補任）。

記文は、花頂僧正定助と話した内容を簡潔に記録したものらしい。この「花頂僧正定助」とは、三井寺三門跡の一、円満院の門徒、花山院前大僧正定助（阿闍梨、護持僧）をいう。『満濟准后日記』（続群書類従、補遺一）の、正長元年（一二二八）七月十一日、同八月四日、同八月二十七日、同九月二十九日、同十月十五日、同十月二十一日、その他に定助の記事がみえる。その八月二十七日の条には、定助、また来りて慶祚大阿闍梨の故事を話し、「以来三井繁昌云々。」と述べたという。竜雲坊慶祚（寛仁三年へ一〇一九）、六十五歳、あるいは、七十三歳で歿）は、余慶の上足四人の内の一で、山・寺二派の対立を避け、正暦四年（九九三）八月、山を下りて北石蔵に住し、同年九月、石蔵大雲寺より三井に移った。寺門の大先達であり、また、学問僧でもあり、その加點本も存在していたようである。<sup>(4)</sup>

『建内記』（大日本古記録）の正長元年三月十三日の条には、幕府相

続の決った義宣が万歳祈念のため諸寺社、高僧をして祈禱させた、その内の一人として、

〔花〕

定助僧正 雖為門滿院御門徒、依為御持僧各別仰之云々、

とみえ、同年六月二十一日の条の補書には、

「阿闍梨 花山院 前大僧正定助 三井」

とみえる。同年十月二十六日には、義宣が紅葉見物のため東山の花頂僧正定助の坊へ渡御したという。『建内記』には、この他、正長元年十月二十八日、永享元年（一四二九）三月十一日、同三月三十日、同七月一日、同七月五日、同八月四日などにもその名がみえている。（花頂定助僧正、花山院前大僧正定助、他）。

記文中、「中山内大臣殿御作往来在之」云々とは、定親の先祖、また、中山流の祖の忠親の『貴嶺問答』（文治年間へ一八五〜一八九）の撰述か）をいうものであろう。忠親についても先に言及した。

さて、「明衡往来」につき、右において窺われるのは次のようなことである。

筆者定親は、「明衡」との二文字の表記法を知らず、推量して書いたという。これは、筆者にとって、初めて耳にする「往来物」であったということであろう。しかし、相手の定助は、この日、往来物四点に関する話題の一つとしてあげている。彼にとっては、それは既知の書であり、この知見を、むしろ、定親に教示したものであろう。「珍重物」との評価は、具体的に何をいうものかわからないが、手跡についてそのそれではない。『釈氏往来』や『後越州往来』については「文章 等 殊勝」とみえる。あるいは、それらと同様の評価であったのかもしれない。

雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）（三保）

定助は、かつて、その一二冊を見たことがある、ある人がいうには、「明衡往来」は大部のものであるとのことだ、という。一二冊とは、あるいは、手本の類であろうか。定助は、この往来を入手したいと思っはいるものの、いまだ尋ね得ていない、という。

短文ではあるが、右によれば、「従来物」を筆写・比較し、所持し、見聞し、また、会話の素材 たね とする、といったことが、当時、日常茶飯事の一つであったと知られよう。「往来物が中世人の最も重要な教養の書であったことは、今更新しくあげつらふまでもない。」（芳賀幸四郎著、前掲書、一五五頁）といわれる。読本としての内容はいうまでもない、これに加えて、「文章殊勝」とか「伏見院御手跡」とかといったところに、その評価の基準があったようである。

ところで、定親が『明衡往来』を知らなかったとすれば、その父満親の筆写本（永正二年本の本奥書）は、既に、他者に渡っていたのであろうか。満親は、応永二十八年（一四二二）四月に歿している。その遺産は、おおむね、定親の襲うところとなったはずである。あるいは、それは、書庫に眠ったままであったのであろうか。

定親は、この時、先祖忠親撰述の『貴嶺問答』についても「不見及」と答えているが、『釈氏往来』については「所持」していると答えている。その所蔵本の有無については自覚しているようであり、とすれば、満親筆写本は、もはや、家外へ出てしまっていたことになろう。

## （二）実隆公記

三条西実隆は、康正元年（一四五五）四月二十五日、内大臣公保の二男として生れ、内大臣、正二位に昇り、永正十三年（一五一六）四月、

廬山寺で出家し、天文六年（一五三七）十月三日、八十三歳で歿した。天性の努力家で、殊に、一条兼良（文明十三年（一四八一）四月歿、八十才）の後には、有職・古典・和歌・書道など多方面において権威と目された。甘露寺親長は、母の弟、即ち、彼の叔父に当る。また、彼の室（勸修寺教秀女）の姉房子（三位局）は、後土御門天皇の後宮に入ってから後柏原天皇を生み、妹藤子（准三后豊楽門院）は、後柏原天皇の後宮に入ってから後奈良天皇を生んでいる。実隆は、後土御門・後柏原両天皇から格別に寵遇されたようである。「天皇家略系図後掲」

『実隆公記』はその日記であり（文明六年（一四七四）一月から天文六年（一五三七）二月まで現存）、当時の公家としての日常生活、また、『源氏物語』他を書写・校勘する古典学者としての生活、あるいは、和歌・連歌の会に向かう文人としての生活などが克明に綴られている。天皇以下、多くの貴顕の所望を受けて物語や歌集、また、漢籍や国書などの外題書の筆をとったとの記事も多く、その名筆家としての評価の高かったことが窺える。<sup>(6)</sup>

次に、『実隆公記』にみえる「明衡往来」の記事四ヶ条を引用する。<sup>(7)</sup>

(1)、文明九年（一四七七）三月二十一日の条

廿一日<sup>丑</sup>天晴、早且行水、（中略）、抑今日住生要集、明衡往来等

銘可令書進上之由女房奉書到来、則書進上了、新藤宰相来話、「女房奉書」とは、天皇の御意思を女官（勾当内侍長橋局）が奉じて出す仰せ書きのことで、散らし書きによる独特の様式を用いた女房文である。この折の天皇は、後土御門天皇である（在位、寛正五年（一四六四）五月（明応九年（一五〇〇）九月）。「住生要集」「明衡往来」などの題簽を書くようにとの仰せを賜り、これを進上したという。天皇の手

許には『明衡往来』の書写本が存在していたことになる。この御物本は、先の満親筆写本であるという可能性もある。時に、実隆は、蔵人頭を経て正四位上、右中將の任にあった（二十五歳、同九年十二月三十日に参議となる）。

(2)、長亨二年（一四八八）十一月二十八日の条

廿八日<sup>亥</sup>天晴、先公月忌、宗光大徳入来、（中略）、

入夜中山黄門入来、明衡往来、尊円親王真筆二卷持来之、一見頗驚目者也、閑談及数刻、

談云、

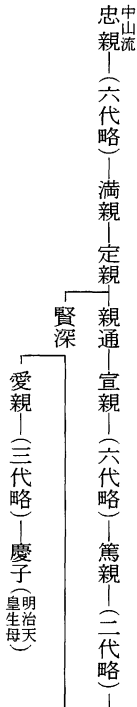
一諒闇中禁色宣下事不可有之条勿論、中山内府記<sup>永萬歟</sup>、時忠卿補<sup>諒闇中</sup>貫首、大板事申沙汰之日著非職表袴、裾、下襲等、是依諒闇中禁色宣下事無之也之由記之<sup>云</sup>。

（以下五ヶ条あり、「明衡往来」と関係しないので省略する）

「中山内府記」とは、中山忠親（既出）の日記『山槐記』をいうものであろう。省略した条文の中にも「<sup>(8)</sup>以上山槐<sup>(8)</sup>」とみえる。実隆は、『山槐記』『霜台記』、また、中山黄門の談、その他により、この忠親に故実を

学ぶことが多かったようである。「中山黄門」とは、この時、権中納言、

従三位であった藤原宣親、三十一歳をいう（九月十七日に権中納言に任ず）。これは、中山忠親の子孫で、先の満親の曾孫、定親の孫となる。



満親、定親については先に述べた。父親通は、嘉吉三年（一四四三）正月、侍従として出仕し（十八歳）、文安元年（一四四四）三月、左少

将、同三年三月、左中将、正四位下、藏人頭となって同四年三月、参議に任ぜられた(二十二歳)。亨徳四年(一四五五)には権大納言となり、長祿四年(一四六〇)には正二位に任ぜられたが、寛正三年(一四六二)五月二十五日、三十七歳で薨じた。その子宣親は、長祿二年(一四五八)に生れ、文明六年(一四七四)侍従として出仕し(十七歳)、同八年、左少将、翌九年、藏人頭、左中将、同十二年、正四位上、翌十三年に参議となった(二十四歳)。以後、長享二年(一四八八)九月に権中納言となり、後柏原天皇の永正三年(一五〇六)二月に正二位に任ぜられた(四十九歳)、九月に俄かに出家し、永正十四年十月四日、六十歳で薨じた(以上、尊卑分脉、一、二〇五・二三〇頁、公卿補任による)。

満親から宣親、賢深の一族は、後花園天皇、また後土御門天皇、後柏原天皇(在位、明応九年(一五〇〇)九月〜大永六年(一五二六)四月)とは格別の関係にあったのであろうか、文亀二年(一五〇二)十二月十九日、後花園院三十三回忌の曼荼羅供の際には、宣親が伝奏の奉行を務め、賢深が大阿闍梨として参動している<sup>10)</sup>。

さて、宣親の持ち来ったのは『明衡往来』の二巻本であり、実隆は、これが尊円法親王の「真筆」本であるところに「驚目」している。

尊円法親王は永仁六年(一二九八)八月一日、伏見院の第五皇子として生れ、青蓮院慈深大僧正のもとに入室し、桓守僧正灌頂の資、音竜院二品法親王受法許可の弟子となった。第十七世青蓮院門跡となり、天台座主に補せられること四ヶ度<sup>11)</sup>であった。書道の口伝を世尊寺行尹に受け、また、小野道風・藤原行成の書法にも学んで青蓮院流(後の御家流)を開いた。正平十一年(延文元年、一三五六)九月二十三日薨去、五十九歳。一時、叡山無動寺大乘院にも住したので大乘院宮とも称され、康暦

雲州往来(明衡往来)についての一考察(二)(三保)

二年(一三八〇)、後円融院より一品を贈られた。後に引く『入木抄』は、北朝四代後光厳院の要請によって文和元年(一三五二)十一月十五日に著作されたものである(皇胤紹運録、青蓮院門跡系譜、他による)。

ところで、この「真筆二巻」本は、中山家相伝のものではないと判断される。もし、そうであれば、もっと早い時分に実隆に見せているはずである。この時、実隆は三十四歳で、正三位、権中納言、侍従の任にあり、宣親は、一步遅れて、三十一歳、従三位、権中納言(九月十七日任)の任にあった。藏人頭(左近権中将)時代の宣親と侍従中納言実隆との間における公務遂行も十分であったが(実隆公記、文明十三年四月十七日、二十一日の条、他)、かねてより、禁裏、その他における和漢御会や寺社の法楽連歌などには両者ともに出仕することが多かった(同記、文明十五年三月七日、同七月二日、同九月七日、同年十二月一日、同年十二月四日の条、他)。宣親の誘いで連れだつて梅尾高山寺に遊んだり(同記、長享二年二月二十七日の条)、また、書写本(貞観政要、源氏物語若葉巻、他)の校合のため、実隆がわざわざ宣親を招き出すことも度々であった(同記、文明十六年十月三日、同二十一日の条、他)。宣親が、春日祭に上卿として臨むに際しては、実隆は笏の貸与までしていた(同記、長享三年二月七日の条)。二人の間柄は極めて近いものであったと認めて相違なからう。とすれば、右に持ち来った『明衡往来』とは、宣親が、新たに入手したものの、あるいは、いずれかより借用してきたものであったとみうけられる。

右は、「明衡往来、尊円親王真筆二巻」としてみえる記事である。

(3)、長享二年十二月三日の条

三日壬宿雨晴、今日東山殿普請事申付之、(中略)、

雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）（三保）

今朝女房奉書到来、後円融院永徳御百首、宸筆、並消息明詞也、一卷  
伏見院宸筆云々被下之、真贋之間可申入之由被仰、永徳御百首後円融院宸筆殊勝物也於御百首宸筆勿論不能

左右、消息非伏見院宸翰之由申入之、（下略）

後土御門天皇の許より、後円融院御宸筆の「後円融院永徳御百首」と  
(12)伏見院御宸筆の「明衡往来」とが届けられ、それぞれの真贋についての御下問がなされた。実隆は、前者は御宸筆に間違いのない旨、後者は御宸筆ではない旨、鑑定申し上げた、とある。

伏見院は、文永二年（一二六五）、持明院統の後深草天皇の皇子として生れたが、大覚寺統の後宇多天皇の皇太子となり、弘安十年（一二八七）践祚した（文保元年（一一三一七）崩）。和歌、書にすぐれ、尊円法親王はその第五皇子である。

右によれば、伏見院、後円融院の御手跡が、時の天皇以下によって珍重されていたことが知られよう。「伏見院宸筆」と伝えられたこの「消息」も、それなりの能書家の手になるものであろう。また、この「消息」は、「明衡往来詞也」との割書きのあるところからすれば、『明衡往来』の全巻（完本）ではなく、今日にいう古事切（手本）の類であったと推測される。(13)その「二巻」という形態（仕立て）も、それを示唆しているよう。

(4)、明応四年（一一四五）八月二十日の条

十九日記天晴、（中略）、無量院僧正入来、

廿日庚天晴、風吹、入夜雷電暴雨、無量院僧正入来、明衡往来可加

点之由所望、兼又积家官斑抄一見大切之由昨日命令処持来、

定法寺  
本云々、三条重相被送状、後愚昧記目六一冊被送之、

「無量院僧正」とは、無量院祐济僧正をいう（同記、文明十六年十一月十五日、明応四年三月二十日、同五年七月十五日の条、他）。「祐济」

とは、高階氏、青蓮院坊官流泰宗の末流に、「山／権僧正／無量院」（尊卑分脉、四、一二五頁）としてみえるのがそれであろう。実隆は、その所望により、『明衡往来』に「加點」することになったようである。とすれば、当本は、読本としての形態を整えることになろう。

この折、実隆は、従二位、権大納言、侍従の任にあった（四十一歳）。

記録類にみえる『雲州往来（明衡往来）』は以上のとおりである。これらをまとめれば、次のようになろう。

(イ)、用例は、いずれも十五世紀後半のものである。これは、先の古写本の現存する年代と一致している。

(ロ)、本書は、この時分、天皇・親王家、また、公卿、縉素の間において珍重されていたようである。但し、実隆によれば、古くには尊円法親王の真筆本も存在した。

(ハ)、用例は、いずれにおいても「明衡往来」との書名（書題）でみえ、  
「雲州往来（消息）」、また、「明衡消息」とするものはない。もっとも、その書題に「雲州往来」のようにあったとしても、記録者が「明衡往来」と表現したとも考えられるから、それぞれの現物にかくあったとは限らないであろう。しかし、それにしても、「明衡往来」との書名は、当時、広く用いられていたものと推測される。

(ニ)、流布していたのは二巻本系のものであったらしい。今のところ、三巻本とするものはみられない。但し、「件往来太部物」と表現した記録がある。

(ホ)、「一巻」本としてみえるものがあるが、これは、手跡・名筆を賞で、これを学ぶ手本系のものであろう。手本系には「二巻」本もみ

えている。

(f)、手本系<sup>14</sup>としては、少くとも伝伏見院御宸筆本、尊円法親王御宸筆本が存在していた。

(h)、本書は、「文章<sup>等</sup>殊勝」という評価も受けたらしく、また、それに加算することも行われ、その読本としての利用も行われている。

『雲州往来（明衡往来）』に関する記録類は決して多くない。それにも関わらず、中山家、また、実隆などの大きく関係している点には注意される。つまり、本書は、有職故実の参考書として、後代人の利用するところも少くなかったと考えられるのである。

なお、古写本の識語類の中に、本書自身についての言及のみえることがある。実憲本、および、明応二年奥書本、群書類従本などにそれがみえるが、これらはいずれも近世に入っているものであるで、ここでは省略する。

### 三 古筆切（手本）

後花園天皇は、北朝崇光天皇の曾孫で、応永二十六年（一四一九）六月十八日に生れ、後小松天皇の猶子となり、正長元年（一四二八）七月、十歳で踐祚、翌年即位した。<sup>15</sup> 近來の聖主とたたえられ、また、芸術一般に造詣深く、絵巻物・和歌にも秀でたといわれているが、その当初は、何分にも少年であり、ために、父貞成親王（後崇光院）は随分と心遣いをしたようである。『椿葉記』（永享六年（一四三四）八月）、および、「誠太子書一帖。<sup>時。花園院御作。光厳院春宮之時。被遊進御学問事也。</sup>」（看聞御記、永享六年三月二十四日の条）、その他を献じ奉り、天皇に君徳の涵養を訓諭している。<sup>16</sup>

雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）（三保）

貞成親王の日記『看聞御記』の永享四年正月八日の条には、次のような記事がみえる。

八日。晴。内裏献賀書。室町殿御礼。（中略）。内裏勅報拜見令祝着。鵠一被下畏悦。勅筆殊勝。年少之御手跡と難申。始終可為御能書歟。珍重々々。

「鵠」は、白鳥の古名、くくひという。飼育用のものであろうか。後花園天皇は、この時、十四歳であった。だが、その「御手跡」はとても年少のものとはみえない、首尾、殊勝の御能書とおみうけできよう、とある。天皇の成長を願う父君の心情の一端が窺えよう。

その後花園天皇もまた、皇子の後土御門天皇のために「御花園院御消息」<sup>17</sup>を著し、その天資御修養を心に懸けている。「御消息」中の一節に、次のようにみえる。

いく度申ても。御学文を先本とせられ候こそ。御身の誤りをもあらためられ人のよしあしをも正され候事にて候。能々御稽古候べく候。その外は公事かた。詩歌。管絃。御手跡など御能にて候。（前後略）皇子が元服を迎えた際の「御消息」であろうか、右には、学文（学問）のいかにも大事であること、また、政務・文芸・管絃・手跡などは能力として要求されるものであるから稽古しなければならぬことが述べられている。

手跡を稽古するには、古賢の筆遣い（筆仕い）、即ち、古筆を用捨し、これを学習し体得する他に道はない。尊円法親王の『入木抄』にも、その旨、明記されている。しかし、古筆であれば何でもよいというわけではない。『入木抄』には、次のような訓戒がみられる。<sup>18</sup>

一、当世多消息を手本とする不可然事

近日手本所望の輩、多分消息也。所存に違すといへども、人の所望に随て多以書与候也。是併不知案内の人の所為にて候。一往又如此道理にて候。彼輩が意に思様を察存候に、能筆に成て手本をも書、色紙形・諷誦・願文をも清書せん事、太不定也。只指当て、消息一通なだらかに書たらんに可為足。仍消息を可習と存なり。

此条ひとへに道を不知之故也、（中略）、消息と申物は、あながち筆体を刷ず、只する／＼と書下候間、古賢の筆も手本に用ぬべきは、希有の事にて候。まして当世の手跡、沙汰の外のことにて候。

（中略）。手本とて往来など書候は、只書状などとは不似。いささか筆を刷てこそ書候へども、それも消息にて候間、いかにも清書の物には筆仕も違候也。さ候へば、上古の手本三賢等筆は、みな文集詩等にて候。御消息を手本とて書たるは、いたく不見及候也。

大意は、当世は、多く消息を手本としている、これは良いことではない、私も人に所望されるままに消息を書き与える、だが、そうした人は書の道を心得ない輩であろう、（中略）消息とはさらさらと書き下すものである、（中略）手本用に往来（往来物）などを書き用いるが、少々丁寧に書いてあったとしても、消息は消息である、清書用の筆遣いを学ぶことはできない、とある。書の正格を究めるには、白氏文集のような詩文集を手本とせよ、消息を用いたのでは真の能書にはなれず、手本や色紙形・諷誦文・願文等を清書することもできないというのであろう。

「消息」は手紙文（消息文）、「往来」は、そうした消息の模範文集の意味でそれぞれ使い分けられている点には注意される。

右は、入木の道のあるべき姿を説いたものである。しかし、現実的に

は、その手本として多く消息類が用いられていたことを示している。これは、既に、十四世紀前半における情況であった。

さて、「石川謙博士は、先に、「習字教材に利用せられた明衡往来」として、鎌倉・吉野時代における八部・九点、室町時代の一点、江戸時代の九点を紹介された（注2文献、九五〜九九頁）。これらは、京都曼殊院藏本と御所藏本とを主とする次のような手本類である。

○ 鎌倉・吉野時代

一 後伏見天皇御宸筆 一卷（四通）

昨日罷<sup>二</sup>向祭使所<sup>一</sup>。……（第一条・往復一雙）。今朝自

<sup>二</sup>或所<sup>一</sup>。……（第二条・往復一雙）。

〔良恕法親王が、慶長九年九月十五日（1604）に模写されたものによる。曼殊院藏〕

二 書者不明 一卷（三通）

所<sup>レ</sup>給之<sup>二</sup>翼。……（第三条・裏）。右対面相隔。如<sup>二</sup>胡與越<sup>一</sup>。……（第六条・表）。其他一通、載陽之始……。

〔鎌倉末期写。東京 服部玄三氏藏〕

三 書者不明 「消息詞」の末尾に収む（一条・二通）

右久不<sup>二</sup>参謁<sup>一</sup>。從<sup>二</sup>公事<sup>一</sup>之間。……（第二条・往復一雙）

〔建武四年一月二十日（1337）に、所持のこの一卷を、経兼なる者に、手本として分与した旨の奥書がある。現存のものは江戸前期の複写。編集者藏〕

四 尊円親王筆 折手本一帖（一通）

乗<sup>二</sup>公務之余暇<sup>一</sup>。遨遊者恒例也。……（第十九条・裏）

〔京都 青蓮院藏〕



五 尊円親王筆 良恕法親王模写

イ 賀茂祭近々。仍昨日参<sub>二</sub>齋院<sub>一</sub>。……(第九条・表) 一卷(一通)

〔慶長十五年十月二十九日(1610)写。京都 曼殊院藏〕

ロ 今夏炎暑倍<sub>二</sub>例年<sub>一</sub>。……(第十三条・表) 一卷(一通)

〔慶長十五年黄鐘二十九日(1610)写。曼殊院藏〕

六 尊円親王筆と称するもの 一軸(四通)

上聞。右来三日、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>文会<sub>一</sub>之由。……(第四条・表)。

佳招事。右今夜雲葉収尽。……(第十七条・裏)。上聞。

御佛名之間、不<sub>二</sub>参給<sub>一</sub>。……(第六五条・表)。湿<sub>二</sub>愁涙

於緇襟<sub>一</sub>。……(第一類・第二類に見えぬ書状)

〔編集者蔵〕

七 尊円親王筆 江戸時代復刻

賀茂祭近々。仍昨日参<sub>二</sub>齋院<sub>一</sub>。……(第九条・表・裏)

二通

〔他の多くの親跡の一部として収録。田中庄兵衛梓〕

八 尊道親王筆 折手本『手鏡』の内(一通)

庚申之夜、和歌之会。……(第三十八条・裏)

〔東京 服部玄三氏蔵〕

○ 室町時代

一 書者不明 一軸(一通)

近曾為<sub>レ</sub>果<sub>二</sub>宿願<sub>一</sub>。参<sub>二</sub>詣法輪寺<sub>一</sub>。……(第十九条・表)

〔大東急記念文庫蔵〕

○ 江戸時代初期

雲州往来(明衡往来)についての一考察(二)(三保)

一 良恕法親王筆

〔後伏見天皇・尊円親王の御筆になるものの模写、前掲の三巻を除く〕

イ 明月得<sub>レ</sub>名者、八月十五日夜也。……(第十七条・往復

一双) 一卷(二通)

〔八十島道除のもの模写。慶長七年小春十八日(1602)写。曼殊院蔵〕

曼殊院蔵〕

ロ 乘<sub>二</sub>公務之余暇<sub>一</sub>。遨遊者恒例也。……(第十九条・裏)

一卷(一通)

〔慶長十五年十月二十九日(1610)書。曼殊院蔵〕

二 八十島道除筆 明衡往来(原題号) 一軸

改年之後。富貴萬福。……(第一条・往復一双)。可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>

給<sub>二</sub>精兵一人<sub>一</sub>。……(第五十六条・表)。難波津古風一篇

事。……(第十二条・裏) 今夏炎暑倍<sub>二</sub>於例年<sub>一</sub>。(第十三

条・表)。以上五通

〔この外に、常途往来の一節、十二月往来中の三通、その他

三通を含む〕〔元和三年仲呂上旬(1617)七十三歳 道除書

〔編集者蔵〕

三 書者不明 慶長頃写 二卷(三通)

一年之中、以<sub>レ</sub>秋為<sub>二</sub>断腸之時<sub>一</sub>。……(第十五条・表)。

以上一卷 右下向之後。山重江復。……(第四十三条・表)。

明日三月尽也。古今詩人才子。……(第四十六条・表)。

以上一卷(二通) 〔曼殊院蔵〕

右には、書写年代・成立年代の取り扱い上、問題のあるものもあるが、石川博士の挙げられるままを引いた。この内、鎌倉・吉野時代の二、四

雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）（三保）

の三点、室町時代の一点については小稿<sup>(19)</sup>においても言及した。

良恕法親王は、正親町天皇の第三皇子で後陽成天皇の弟に当る。曼殊院門跡に補せられ、二品に叙せられ、寛永二十年（一六四三）七月十五日、六十九歳、あるいは、七十一歳で寂した。竜華院と号す（諸門跡譜、本朝皇胤紹運録）。また、尊道法親王は、後伏見天皇の第十一皇子で、尊円法親王入室瀉瓶の弟子、また、祐助法親王受法許可の弟子となり、両法親王に随って両部の灌頂を受け、妙香院宮・十楽院宮と号した。天台座主に補せられ（二度）、一品に叙せられ、応永十七年（一四一〇）五月、七十九歳で入滅した（青蓮院門跡系譜、妙香院宮御参務日記）。

川口久雄博士が、諸本（伝本）の一つとして紹介されたものに、「明衡消息詞」と題される一軸がある。<sup>(20)</sup>

○ 白雲堂旧蔵本 卷子本一卷（長さ九尺。現所在不明）

南北朝初期写、尊円法親王筆、永正九年（一五二二）加証本  
推測するに、これは完本としての伝写本ではなく古筆（切）ではなからうか。奥には次のようであるとされる。

右明衡消息詞者祖師大乘院贈一品大王真翰勿論者哉、依或人／勸誘難黙、北忽加奥書証明□□于時永正九稔仲夏下澣書之

東麓渭水痴老（花押）

右明衡往来詞者祖師贈一品大王真翰也、殊奇妙々々

河東隱叟（花押）

天保十三寅八月加演装

法印業考

「祖師大乘院贈一品大王」とは尊円法親王をいう。当本がその真翰であり、その旨、永正九年（一五二二）に加証されたとすれば、書写・成立は南北朝時代（一三三六～一三九二）の初期になるものと推測される。

これが古筆切とみうけられるのは、尊円法親王の手跡であること、それ故に珍重されていること、長さ九尺の短い卷子本一軸であることなどによる。現所在の知れないのは残念である。

ところで、本稿に先立ち、筆者も管見に及んだ若干の古筆切につき、翻刻と紹介を行った。<sup>(21)</sup>決して十分なものではないが、古筆切にも、それなりに考察すべき問題が少なくないと考えたからであった。

若干の資料とは、次の十五点である（頭部に(台)とあるのは、他本との合写本をいい、その他は単写本をいう。また、末尾に(備)・(切)とあるのは、それぞれ滝本流（松花堂流）、青蓮院流、近衛流などの書流をいう）。

- 一 松花堂資料館蔵本 一卷 滝本坊慶順筆 (備)
- 二 一誠堂書店出品目録（昭和五十九年三月号）所掲本 一卷 (備)
- 三 思文閣<sup>古書資料</sup>目録（第百十三号）所掲本 一卷 尊朝筆 (備)
- 四 近衛信尋書写本 一帖 信尋筆 (切)
- 五 永藤一氏蔵本 一卷 尊円筆 (備)
- 六 御物本 一卷 尊円筆 (備)
- 七 北野克氏蔵本 一卷 尊朝筆（「江州帖」参照） (備)
- 八 服部玄三氏蔵本 一卷 (筆者未詳) |
- 九 石川謙博士旧蔵本 一卷<sup>(22)</sup> (筆者未詳) |
- 十 青蓮院蔵本 一帖<sup>(折手)</sup> 尊円筆 (備)
- (台)十一 曼殊院蔵本 一卷 尊円筆 (備)
- (一) 雲州往来、(二) 十二月往来、
- 三 東北大学附属図書館蔵本 一卷 (筆者未詳) (備)

(台)三 東北大学附属図書館蔵本 一卷 (筆者未詳) (簡)

(一) 雲州往来、(二) 和漢朗詠集、

四 大東急記念文庫蔵本 一卷 (筆者未詳) (簡)

五 書院部蔵本 一卷 中院通村筆 中院通村

以上は、いずれも『雲州往来(明衡往来)』の一部を抜き出して成ったものである。しかし、同時に、これらはみな能筆の手にかかると、

原則的に付訓はないこと、書題の明瞭でないこと(本文同筆による書題がない)などにおいて共通している。従って、右は、その本文内容の読解そのものを主眼としたものでなく、書道用の手本となすべく成立しているものと判断される。内には、読本系の写本にはみられない、意匠をこらした料紙や装丁を用いるものがある。やはり、手本用、また、鑑賞用としての価値付けによるものであろう。

手本の類は、他者からの需めによって執筆、作成されたようで、その旨を奥に識したものがあつた。即ち、右の奥書においては、その三に、「依梅松丸所望令／書写之者也／臨池末流(花押)<sup>(尊朝)</sup>親王」、その七に、「依朝所望染／筆記／入木末葉(花押)<sup>(尊朝)</sup>親王」、その十三に、「依或深望染愚筆早誠不願嘲哂々々／貞享三(一六八六)寅季春中旬」などとみえるのがそれである。その九の奥には「手本」ということばもみえてゐる。

また、奥書の内には、それが何人の手跡であるかを証明し、その人の手跡ゆえにこれを珍重すべしと識したのもある(加証奥書)。その五に、「祖師尊円親王御真翰殊以／御盛歳之御筆勢天下無双之可／謂珍宝者也 除探軒 光重(花押)」、その十一に、「祖師贈一品尊円／親王真跡尤無疑貽／者也一覽之次加証／明之卑詞早／末弟二品(花押)<sup>(尊朝)</sup>親王／記之」、などとみえるのがそれである。

尊円法親王(前項)、尊朝法親王(前稿、注1文献、三一頁)については、既に、触れた。青蓮院流(御家流)の系脉は、次のようである。(略)——尊円——道熙——慈真——祐助——尊道——慈濟——道円——義円——義快——尊応——尊伝——尊鎮——尊朝——尊純——尊証——智冥院……(青蓮院門跡系譜による)

尊円法親王の手跡は、たとへば、『尺素往来<sup>(23)</sup>』に、  
将又和漢古今名譽之墨跡、所望候。(中略)。近日者、和字漢字俱、以青蓮院尊円法親王御筆為規模。都鄙翫之。(下略)。<sup>(24)</sup>  
とあるように、室町時代には都鄙、公武の間に多大の人氣を博したようである。近世には、その模刻も行われ、「尊円親王真跡」と表題に記す「明衡往来」の手本も少くない。<sup>(25)</sup>

十五点の内、中世以前のものについて諸本と比較すると、尊朝法親王の手跡という三は、永正二年本の本文に最も近い。七も同法親王の手跡といい、やはり、二巻本系の永正二年本・文明十八年本、また、三巻本系の享禄本に近い本文である(二巻本系でも実憲本・寛永十九年刊本、三巻本系でも明応二年本奥書本や群書類従本などとは離れる)。

五、六、十、十一は尊円法親王の手跡と称するものだが、これらはどんな本文に拠つたものかはっきりしない(六は享禄本に近い)。また、八は鎌倉末期写、九は建武四年以前の写、十四は室町中期写とされるが、これらも、今のところ、如何なる伝本を写したものか、明確にしがたいようである。十五は、中院通村(天正十六年八一五八八V)承応二年八一六五三Vの書写にかかるといい、その書留・差出所・上所・宛書からすれば、三巻本系の享禄本に近いようである。

この他、近世の瀧本流に関わる一、二などは、寛永十九年刊本の本文

雲州往来(明衡往来) についての一考察(二)(三保)

雲州往来(明衡往来) についての一考察(二)(三保)

に近いものとみうけられる(但し、その割注部分を除く)。

手本類においては、差出所、日付、上所、宛書、および、本文の一部など、あえて改変したかとみられるものがある。これらは、手本執筆時の状況に関わるものが多いようだが、しかし、こんな姿勢が許されるとすれば、「本文」そのものが、はたしてどれほど正確に書写されているのか、はなはだ疑わしいことになってくる。「手本」とは、一体、どのような価値観によって作成されるものであろうか。読本と手本との根本的な相違は奈辺にあるのであろうか。

こうした点については、さらに検討してみなければならぬが、逆に、本文・異文の研究上、重要な価値を有するものもある。たとえば、東北大学附属図書館蔵の明応二年奥書本に、「千尋<sup>十開イ</sup>」とする本文、および、校異がみえている。これにつき、諸本は「千尋」とするのみで、「十開」とするものがなかった。ところが、右の古筆の十二には、

又／古松老杉其大百尺／十開梢相列蔽其天／云々 (20～23行)

とみえる。「十開」とする本文が存在したことは、これによって、かうじて証せられるのである。

『雲州往来(明衡往来)』の手本用・鑑賞用の古筆(切)が、今日、どれほど伝存しているかは、全く不明である。天下の珍品として秘蔵されたままのものは少くないであろう。公表されても、書題のないもの、また、それが誤認されたままのもの、あるいは、単に「消息(往来)」としてのみ伝えられているものなどがあり、実体の確認が容易でないものもあろう。右にみてきたところは氷山の一角でしかないことをお断りしておきたい。

——以下、続稿——

## 註

1 拙稿「雲州往来(明衡往来) についての一考察(一)」、「教科教育研究論集」(島根大学教育学部)、第四集、平成二年三月。

2 石川謙著『日本教科書大系 第一巻 古往来(一)』、昭和四十三年二月、講談社、八八頁

但し、石川博士には、芳賀幸四郎著『東山文化の研究』によるとして、「一後花園天皇が、永享五年三月(一四三三)に、御物の『明衡往来』に、三条西実隆に命じて題笈をお書せになったこと。」とされる一文があるが(九四頁)、これは誤認である(天皇名、年月日)。また、「明衡往来」という題号の見える文献として『看聞御記』の「永享五年三月二十四日の条」をあげられているが(八八頁)、同書と同条には該当する記事はない。

3 『建内記』の文安元年(一四四四)四月十日の条に、「当時昵近御前六人」とみえる。「昵近」とは「近衆奉公」をいう(弘治二年本節用集、子部、人倫・言語進退)。「六人」とは定親、永基、益長、成任、親長、季春をいう。

4 拙稿「広島大学蔵仏説六字神呪王経の訓点」、「国文学放」、第五九号、昭和四十七年四月。

5 足利義教をいう。はじめ青蓮院に入り、天台座主に補せられたが、正長元年正月還俗し、翌永享元年三月十五日將軍職に就いた。

6 その一端を示す。

廿日<sup>丙辰</sup>雨降、聰明手本<sup>一難波津、浅香山哥、源氏物語詞、波々伯部兵庫所望之間</sup>、今日書遣之了、(明応七年三月二十日の条)

六日<sup>丁卯</sup>(中略)、真光院所望詩哥等其外其類少々染筆了、宗哲来、外題所望之間則書遣之、(明応七年十一月六日の条)

7 引用は、『実隆公記 卷一上』(昭和六年八月刊、昭和三十三年一月再版刊、続群書類従完成会太平洋社) 以下による。

8 『史料大成 山槐記三』(昭和十年六月、内外書籍株式会社)の「補遺」には、永万(一一六五)一(一六六)の記事が一部(同元年正月と四月)しか収められておらず、照合できない。二条天皇は、この元年六月二十五日、位を六条天皇に譲り、七月二十八日、二十三歳で崩じた。

9 『実隆公記』、長享二年八月二十二日の条、同三年二月三日、同四日の条、など。

10 永享二年(一四三〇)生、隆濟僧正入室瀉瓶資、東寺一長者、報恩院大僧正、後尺迦院前大僧正と称す。以上、『五八代記』、他による。

11 元弘元年(一一三三)十月、曆応二年(一一三三)十月、観応元年(一一三五)〇七月、文和元年(一一三二)六月。

12 石川博士は、これを「後伏見天皇の御宸筆…」とされている。しかし、原文には二ヶ所に「伏見院」とある。先の『薩戒記』にも「伏見院御手跡」とみえるから、ここは伏見院(天皇)でよからう。

13 東北大学附属図書館には、「明衡之詞」と題する古筆切が伝存している。拙稿「雲州往来(明衡往来)——習字教材としての写本——」、『島大國文』、第十七号、昭和六十三年十一月、七五頁。また、実隆は、『源氏物語』の一節を抜き出して「手本」を作成した際、これを「源氏物語詞」と記している(注6参照)。

14 手跡本に加点するという、いわば、手本系と読本系との混合態もある。たとえば『実隆公記』の長享三年正月二十八日の条に、

抑二階堂奉書、自江州御陣和漢朗詠一部青蓮院筆跡 先年予加点進上者也作者名字可付進上之由被仰下、畏而奉之由申入了、

雲州往来(明衡往来)についての考察(二)(三保)

のようにみえる類がそれだが、こうした場合は、手本系としての性格が優先されるであろう。

15 父は貞成親王(後崇光院)、母は敷政門院幸子(源経有女)。この即位により、南朝方の良泰親王(小倉宮)以下に神器の移ることはなかった。寛正五年(一四六四)に譲位し、以後、応仁元年(一四六七)九月まで院政を執り、文明二年(一四七〇)十二月二十七日、五十二歳で崩じた。

16 既出、『東山文化の研究』、一五六頁、その他。

17 群書類従、第九輯、消息部六、所収、五五四頁。

18 伊藤彰茂(緑苔)著『入木抄の研究』、昭和四十年三月、中部日本新聞社、五一・五二頁による。底本は、前田尊経閣文庫蔵『入木秘書』、応安二年(一一三六)積義室写。

19 拙稿、注13文献、第八、第十項、また、第十四項。

20 川口久雄著『平安朝日本漢文学史の研究 下』、昭和三十六年三月、明治書院、八〇四頁。奥書の天保の条にみえる「演装」は、あるいは、「装潢」の謂か。

21 拙稿、注13文献。判明した誤読につき、次のように訂正したい。

第三項	六九頁下	五行目	給事……↓	給書
第七項	七二頁上	三行目	入本	↓ 入木
第十四項	七八頁上	三行目	晦日	↓ 暇日
第十五項	七八頁下	二行目	晦日	↓ 暇日

なお、拙稿の末尾には、『弘文荘待賈古書目総索引』(昭和六十三年五月、八木書店)にみえる「明衡往来」五点について言及した。この内、少くとも第三番目以下(あるいは、第二番目もか)のものは、「伝尊道親王筆」、「伝尊円親王筆」、「極大型本」などとあるところからして習字教材としての手本、写本の

雲州往来（明衡往来）についての一考察（二）（三保）

類であろうと推測される。

22 『消息詞』と『和漢朗詠集』の一部との合写本。建武四年（一三三七）に経

兼に与えたとの由来の一本を江戸期に模写したもの。

23 『尺素往来』一卷は、一条兼良の撰述と伝える。儀礼・祭事・仏事、その他

に関わる諸般についての語彙、また、消息文を集録している。

24 『教科書大系 第二巻 古往来(二)』、四九九頁。付訓略す。

25 小松茂美著『日本書流全史（上）』、昭和四十五年十二月、講談社、三三四頁、三三六頁、三三八頁に言及がある。

26 詳細を報告する用意はあるが、紙面の都合上、省略する。

（一九九〇年、節分、清書了）

〔天皇家略系図〕

